

赤磐市森林経営管理計画等支援業務 特記仕様書

- 1 実施区域** 赤磐市 仁堀中、合田、小鎌、中畑、広戸、石上 地内
(令和3年度赤磐市森林経営管理意向調査業務で選定した区域)
(林班区域) 1～11林班 ※別添一覧表のとおり
- 2 期 間** 契約日～令和5年3月10日
- 3 区域面積** 約38ha
- 4 業務内容**

赤磐市森林経営管理制度取組方針に基づき実施する。

(1) 経営管理の実施方針の整理

令和3年度意向調査結果や市の意向を踏まえ、経営管理の実施方法や経営管理権集積計画の同意取得方法等、森林経営管理を進めるうえでの実施方針を整理する。なお、意向調査で森林所有者が集積計画作成を希望した森林のほか、森林所有者から赤磐市に集積計画の作成申出があった森林を対象に検討する。

(2) 経営管理権集積計画(案)の作成

①集積計画対象森林の整理

経営管理権集積計画の対象森林及び土地所有者情報(氏名、所在地、連絡先)を整理する。なお、戸籍謄本等の権利関係に関する情報は、発注者提供資料に基づくものとする。

②集積計画(案)の作成

経営管理権集積計画(案)の策定に当たっては、以下の事項をとりまとめるものとする。なお、「ク」においては、森林所有者が解約を望む場合の対応等を想定している。

- ア 市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積
- イ 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ウ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
- エ 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- オ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- カ 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
- キ 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- ク その他農林水産省令で定める事項

(3) 森林所有者及び関係権利者の同意取得

経営管理権集積計画(案)の内容について、森林所有者及び関係権利者の同意を取得する。同意取得方法としては、書類送付による方法のほか、個別訪問等を見込んでいる。

また、森林所有者及び関係権利者から意見が出された場合は、計画変更等の対応を検討する。

(4) 調査状況の説明

令和3年度赤磐市森林経営管理意向調査業務で調査し、森林所有者が市へ管理委託を希望する森林のうち、今年度の調査で選定しなかった区域については、その所有者へ調査状況を説明するため、資料の作成及び郵送を行う。

5 打合せ

打合せ協議を着手時、中間時及び成果品納入時の計3回行うものとする。

6 報告書類

業務完了後、次の書類を提出すること。

- (1) 完了届（1部）
- (2) 請求書（1部） ※発注者の完了検査、成果物の引き渡し完了したとき
- (3) 調査結果データ（1式） ※データはCD-R等記録媒体で保存し提出すること。
 - ア 地積図等に経営管理権設定予定地を図化した位置図・区域図（標準地箇所記載）
 - イ 経営管理権集積計画（案）（森林所有者）
 - ウ 経営管理権集積計画（案）（森林所有者以外の権利者）
 - エ 確認書
- (4) その他参考資料等

7 再委託

- (1) 受注者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、(1)に規定する業務以外を第三者に委託することができる。この場合は、事前に発注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告すること。

8 その他

この特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と協議すること。